監事監査実施基準

I. 業務監査

1 業務監査の内容

監事は、以下の手続きを実施することにより、機構の業務を監査するものとする。

- 一 中期目標及び中期計画等に基づき実施される業務の監査
- 二 意思決定の状況の監査
- 三 内部統制システムの構築・運用状況の監査
- 四 外部関係機関、業界、企業等とのコミュニケーションの状況の監査
- 2 中期目標及び中期計画等に基づき実施される業務の監査

監事は、機構が中期目標及び中期計画等に基づき実施する業務全般について、以下 の観点から監査するものとする。

- ー 中期目標及び中期計画等の達成状況
- 二 業務運営の適正かつ効率的な実施
- 三 財務内容の改善状況
- 四 予算の適正な管理及び執行
- 五 安全かつ効率的な業務が行えるような執務環境の整備
- 六 上記が未達成等の場合における原因の究明状況
- 3 意思決定の状況の監査

監事は、意思決定の状況を監査する際、忠実義務等の履行状況について、以下の観点から監査するものとする。

- 一 意思決定の内容が法令等に違反していないこと
- 二 意思決定の内容が明らかに不合理ではないこと
- 4 内部統制システムに係る監査
 - 一 監事は、内部統制システムの構築・運営の状況について、次の観点から監査するものとする。
 - イ 理事長がリーダーシップを発揮できる体制
 - ロ リスクマネジメント体制
 - ハ 機構の業務が、役職員によって法令等に適合した上で、効果的かつ効率的 に行われることを確保するための体制
 - ニ 規程等の適正な実施、改正等の要否
 - ホ 内部統制システムが有効に機能するよう役職員に適切な情報が伝わる体制、 役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - へ 機構全体におけるモニタリング体制
 - ト ICT (情報通信技術) への対応
 - 二 監事は、内部統制システムの構築・運用の状況についての報告を理事長に対し

定期的に求めるほか、内部監査部門等との連携及び会計監査人からの報告等を を通じて、内部統制システムの状況を監査するものとする

- 三 監事は、内部統制システムに関する監査の結果について、随時理事長に報告するとともに、是正又は改善が必要であると判断したときは、その旨の意見を提出するとともに、是正又は改善の状況について必要な確認を行うものとする。
- 四 監事は、内部統制システムの内容が相当でないと認めたとき、及び内部統制システムの構築・運用の状況において役員(監事を除く。)の忠実義務に違反する 重大な事実があると認めたときには、その旨を監査報告に記載するものとする。
- 5 外部関係機関、業界、企業等とのコミュニケーションの状況

監事は、機構の外部関係機関、業界、企業等とのコミュニケーションの状況について、以下の観点から監査するものとする。

- 一 各事業の実施に当たっての関係機関、業界団体、関係企業等との協調関係
- 二 外部関係機関、業界団体、企業等のニーズの把握及びその事業への反映
- 三 的確かつ十分な事業成果の普及

Ⅱ. 会計監査

1 会計監査の内容

監事は、事業年度を通じて機構の業務を監査することにより、経済産業大臣に提出する財務諸表が、機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているかどうかについて検証するものとする。

- 2 会計監査人による会計監査
 - 一 監事は、会計監査の適正性及び信頼性を確保するため、以下の観点から監査するものとする。
 - イ 会計監査人の公正不偏の態度並びに独立の立場の保持、及び職業的専門家 としての適切な監査の実施
 - ロ 会計監査人の監査計画の適切さ
 - 二 監事は、会計監査人から会計監査報告及び会計監査に関する書類を受領し、以下を例とする会計監査上の重要事項について会計監査人に説明を求めることができるものとする。
 - イ 適正な資金計画及び資金の運用
 - ロ 適正な現金等の出納及び保管
 - ハ 適正な財務諸表及び決算報告書の作成
 - 二 伝票及び証ひょう書類の整理及びその適正な保管
 - ホ 各事業の収入及び支出の適正な管理
 - へ 契約の適正な手続き及び公平かつ合理的な実施
 - ト 固定資産の適正な取得、管理、償却、処分等の実施

- チ 備品及び消耗品の適正な購入、保管及び払出し
- 三 監事は、会計監査人の監査方法及びその結果の相当性に関する判断に基づいて、 監査意見を形成し、その結果を監査報告に記載するものとする。
- 3 会計監査の実効性を確保するための体制の確認

会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するため、監事は、次に掲げる事項について会計監査人から通知を受け、会計監査人が会計監査を適正に行うために必要な品質管理の基準を遵守しているかどうか、会計監査人に対して適宜説明を求め、確認を行うものとする。

- 一 独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項
- 二 監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針 に関する事項
- 三 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関する その他の事項